明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

スポーツ庁	一一一人
文化庁	二八九人
合計	二、二〇一人

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十六号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十九条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限）	（スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限）
第二十九条　［略］	**第二十九条**　［同上］
2　法第十九条の別に文部科学省令で定める金額は、発売総額が二千億円に達しない事業年度にあっては、発売総額に一からスポーツ振興投票の実施等に関する法律第十三条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額と発売総額の百分の十一に相当する金額に百五十億円を加えた金額のいずれか少ない金額（以下「特例限度額」という。）とする。	2　法第十九条の別に文部科学省令で定める金額は、発売総額が二千億円に達しない事業年度にあっては、発売総額に一からスポーツ振興投票の実施等に関する法律第十三条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額と発売総額の百分の十に相当する金額に百億円を加えた金額のいずれか少ない金額（以下「特例限度額」という。）とする。
3・4　［略］	3・4　［同上］
附　則	**附　則**
［条を削る。］	（スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限の特例）
	第五条　センターの令和三事業年度から令和五事業年度までの各事業年度における第二十九条第二項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは「百分の十二」と、「百億円」とあるのは「百五十億円」とする。
	2　第二十九条第二項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、発売総額が千二百億円に達せず、かつ、センターの法第二十五条の規定に基づく長期借入金のうち令和二事業年度の長期借入金の償還を行う事業年度における法第十九条の別に文部科学省令で定める金額は、第二十九条第二項の規定により算出される特例限度額に令和二事業年度における長期借入金の借入れに係る債務の償還額及び利息の支払額を加えた金額とする。
第五条～第十一条　［略］	**第六条～第十二条**　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

スポーツ庁	一一〇人
文化庁	三〇〇人
合計	二、一六二人